

○フェリス女学院大学研究倫理指針

2025 年 3 月 10 日大学評議会制定

(目的)

第1条 本指針は、学術研究の重要性と学問の自由を踏まえ、個人の尊厳及び人権の尊重その他の倫理的観点ならびに科学的観点から、フェリス女学院大学（以下、「本学」という）に所属するすべての研究者が、人を対象とする研究を遂行するうえで求められる研究者の行動及び心構えについて、遵守すべき事項を定めたものである。本指針は、本学の研究が社会の理解と協力を得て適正に研究活動を推進することを目的とし、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 人間の尊厳と人権の尊重
- (2) 関係法令等の遵守
- (3) 利益相反の回避及び公共性への配慮
- (4) 事前の十分な説明と自由意志による同意（インフォームド・コンセント）
- (5) 個人情報の保護の徹底
- (6) 人類の知的基盤、健康および福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施
- (7) 科学的または社会的利益に対する個人の権利の保障の優先
- (8) 本指針及び研究領域に固有の法令等に基づく研究計画の作成、遵守及び研究の適正性の確保

(研究遂行における基本事項)

- 第2条** 研究者が人を対象とする研究を行う場合は、個人の生命、尊厳及び基本的人権を重んじ、科学的かつ社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。
- 2 研究者が人を対象とする研究を行う場合は、安心かつ安全な方法で行い、研究対象者の身体的もしくは精神的負担または苦痛を最小限にするよう努めなければならない。
 - 3 研究者は研究遂行中であっても、当該研究が人間、社会および環境に好ましくない影響を及ぼす可能性が生じた場合は、その研究を継続するか否かを慎重に検討する。
 - 4 研究データの管理については、「フェリス女学院大学研究データ管理・公開ポリシー」に則り適切に管理を行う。

(定義)

第3条 この指針において、次の各号にかかげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「人を対象とする研究」とは、インタビュー調査、質問紙調査および実験等を指す。個人または組織、集団等（以下、「個人等」という）を対象に、その行動、心身もしくは環境等に関する情報を収集し、またはデータ等を採取する作業を含む。
- (2) 「個人の情報またはデータ等」とは、個人または集団の特性としての思想、心情、身体、行動及び環境等に関する情報またはデータのことをいう。
- (3) 「研究者」とは、研究者とは本学において研究活動を行う全ての教員、学生およびその他の者を指す。なお、教員とは、本学と雇用関係にある、専任教員および任期付き専任教員を指し、学生とは、教員の指導の下で研究活動を実施している学生、研究生等をいう。その他の者とは、教員や学生以外で、本学と雇用関係の有無にかかわらず、本学の研究者と研究活動を行う者や本学の施設・設備等を利用する者を指す。本学以外の組織に属する者、研究員、客員教員及び名誉教授等が含まれる。
- (4) 「研究対象者」とは、研究のため個人の情報またはデータ等を提供し、研究に参加する者をいう。

(研究者の説明責任)

第4条 研究者が個人の情報またはデータ等を収集または採取する場合、研究者は、研究対象者に対して研究目的、研究計画及び研究成果の発表方法等について、研究対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

2 研究者は、個人の情報またはデータ等を収集または採取する場合、研究対象者に対し何らかの身体的もしくは精神的負担または苦痛を伴うことが予見されるとき、その予見される状況を研究対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者が個人等からの情報またはデータ等を収集・採取するときは、予め当該研究の目的・意義、収集方法等について丁寧な説明を行い、研究対象者の同意を得ることを原則とする。

2 「研究対象者の同意」には、個人等の情報またはデータ等の取扱いおよび発表の方法等に関わる事項を含むものとする。

3 研究者は、研究対象者が不利益を受けることなく、研究実施期間中において同意を撤回し、研究への協力を中止する権利及び当該個人の情報またはデータ等の開示を求める権利を有することを研究対象者に周知しなければならない。

4 研究者は、研究対象者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者から同意を得なければならない。

5 研究対象者からの同意は、原則として文書により行い、研究者は、その記録を研究期間終了日から起算して最低10年間保管しなければならない。

6 研究者は、研究対象者が同意を撤回した場合は、当該個人の情報またはデータ等を廃棄しなければならない。

(第三者への委託)

第6条 研究者が第三者に委託し、個人の情報もしくはデータ等を収集または採取する場合は、この指針の趣旨に則った契約を交わして行なわなければならない。

(授業等における収集・採取)

第7条 研究者が、授業、演習、実技、実験及び実習等の教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報またはデータ等を収集または採取する場合は、事前に文書等により受講生の同意を得なければならない。

(改廃)

第8条 この指針の改廃は、大学評議会において決定する。

附 則

この指針は、2025年4月1日から施行する。